

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7件

国民年金関係 5件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月から同年 8 月までの期間及び 55 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 4 月から同年 8 月まで
② 昭和 55 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 46 年 9 月ごろ、年配の男性が自宅に来て、それまで納付していなかった申立期間①の保険料を夫がまとめて納付してくれたのをはつきりと覚えている。また、申立期間②の保険料は、私が元夫の保険料と一緒にきちんと納付していたはずである。いずれも未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、二つの期間で 5 か月及び 3 か月と短期間である。

また、申立人は、申立期間①及び②を除き厚生年金保険加入期間以外はすべて国民年金保険料を納付している上、付加保険料を納付し、前納制度も利用しているなど、納付意識が高かったことがうかがえる。

さらに、申立期間①については、申立人の夫も国民年金保険料を納付済みとなっており、申立期間②については、その前後の昭和 53 年度及び 55 年度の保険料を一年分一括前納されていることから、申立期間①及び②の保険料についても納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和52年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年5月31日から同年6月1日まで
A社では昭和51年12月から52年5月まで厚生年金保険料を6か月間控除されていたのに被保険者期間が5か月となっている。給料明細書を提出するので被保険者期間を正しく訂正して欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している給与明細書及び雇用保険被保険者記録により、申立人がA社に昭和52年5月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の報酬額から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を昭和52年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同年5月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は同月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（B市）における資格取得日に係る記録を昭和38年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年6月1日から同年7月1日まで

昭和26年3月にA社に入社し、同社で継続して勤務していたにもかかわらず、自分の厚生年金保険の加入記録を確認したところ、38年6月1日から同年7月1日までの期間が抜けている。A社を退職することなく継続して勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録並びに申立人と同時期に異動した同僚及び当時の総務経理責任者の証言から判断し、申立人がA社に継続して勤務し（昭和36年6月1日に同社本社からB営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年7月及び同年8月

平成7年7月に当時勤務していた東京にある会社を退職し、A市の実家に帰った。

その後、間もなく母は、A市役所において、国民年金の被保険者になる旨を申し出て、その場で平成7年7月分の保険料を窓口で現金納付し、その翌月の8月分も市役所で納付した。領収証をもらったが、今はもう無い。

その翌月9月には再就職が決まったため、再びA市役所を訪れて厚生年金保険に移行する旨を伝え、年金手帳に記入してもらった。

記録が無いのは納得できないので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市が保管する申立人に係る国民年金被保険者記録によると、平成3年4月に国民年金の資格を取得した時から、7年4月1日に厚生年金保険に加入するまでの納付記録は確認できるものの、その後、7年7月8日に会社を退職し厚生年金保険の資格を喪失した後の国民年金の加入記録は確認できず、申立期間について国民年金保険料を納付した事実も確認できない。

また、申立人に係る社会保険庁の記録から、A市の記録と同様に平成3年4月から7年3月までの納付記録は確認できるものの、その後、厚生年金保険の資格喪失後の国民年金の加入記録は確認できない。

さらに、同記録の住所変更履歴から、申立人は7年3月31日に実家のあるA市から、当時の会社勤務時における住所地であるB区への住所変更は確認できるが、その後、現在まで住所変更が行われたことも確認できない。国民年金保険料は住所地において納付することとなっているため、転居の際には必ず国民年金に係る住所変更手続が必要であるところ、申立人に係る国民

年金被保険者記録では、申立期間における住所地はB区となっていることから、A市で国民年金保険料を納付したとするのは不自然である上、申立人は申立期間において国民年金に未加入であるため、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 640

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から46年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から46年12月まで
昭和44年2月から、パート勤務を始め、半年くらい経過したころに、同僚に勧められて国民年金を納付する決心をした。A市役所B出張所で国民年金の加入手続を行い、3か月ごとに、1期分ずつC銀行D支店で納付した。領収書は捨ててしまったが、45年、46年は国民年金保険料を納付しているので、記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、同僚の勧めで、昭和45年1月にA市役所B出張所で国民年金の加入手続を行い、その後、自宅に送付されてきた納付書で申立期間の国民年金保険料を銀行窓口で納付したと述べているが、A市が国民年金保険料の納付書の発行を開始したのは、49年4月からであることが確認でき、市役所から納付書が送付されてきたとの申立人の主張と符合しない。

また、申立人は、申立期間当時、長男の就学のためE市で住民登録を行い、実際に居住していたA市のB出張所で国民年金の任意加入手続を行ったとしているが、同市では、市外に住民票がある者の加入手続及び保険料収納事務は行っていないとしており、国民年金制度上もそのような取扱いは考え難いことから、昭和47年2月にA市に住民票を移動した後、社会保険庁の記録どおり、同年4月に国民年金の任意加入手続を行い、保険料納付を開始したものと考えるのが自然である。

さらに、社会保険庁のオンライン記録を基に、申立人の旧姓の複数の読み方で氏名検索を行っても、申立期間に申立人に該当する記録は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間当時、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 641

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 2 月から 40 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 2 月から 40 年 1 月まで

私は、会社を退職して、結婚、出産後、国民年金の加入手続をした。その後、厚生年金保険と国民年金との空白を埋めることができないかと集金人に相談したところ、できるということだったので、空白期間を 3 回に分割して納付した。申立期間の年金記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続をした後、昭和 39 年 2 月までさかのぼって、3 回に分割して保険料を納付したと主張している。しかし、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 42 年 7 月 31 日に払い出されており、その時点では 40 年 4 月までしか時効により保険料を納付することができない。昭和 40 年 4 月までさかのぼって納付しているのは社会保険庁の記録により確認できるが、同年 3 月以前については、納付することができなかったと推認される。

また、申立人は、昭和 47 年 4 月に 40 年 2 月及び 3 月の 2 か月分を特例納付しているが、その時点で国民年金被保険者名簿の資格取得日が 40 年 2 月 4 日となっていたため、申立期間については、特例納付の対象として扱われなかったと推認される。

さらに、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和32年6月から37年12月までの期間、38年1月から41年12月までの期間、43年4月から47年3月までの期間、52年4月から53年3月までの期間及び53年7月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年6月から37年12月まで
② 昭和38年1月から41年12月まで
③ 昭和43年4月から47年3月まで
④ 昭和52年4月から53年3月まで
⑤ 昭和53年7月から61年3月まで

私は、今回、自分の国民年金が未納になっていることを知った。記録では何度も国民年金の加入と未加入を繰り返しているが、普通に考えてそんなことはできるはずがないし、仮に未納の期間があったとしても、次に保険料を払った時に、その未納期間をそのままにして、次の期間を納付するというやり方はおかしい。自分自身で手続きをしていたわけではないが、私にとっては国民年金保険料は納付できない金額ではなく、保険料を払わないとする理由がないので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和32年6月から36年3月までの期間については、国民年金制度発足前であるため、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年3月に払い出されているが、その後、37年4月に適用除外になっており、41年8月に手帳記号番号が払い出されるまで、国民年金保険料の納付はできなかったと推認される上、42年1月から43年3月までは国民年金保険料を納付しているが、この納付は41年4月から43年3月まで免除申請をした後、52年1月に追納したことが社会保険事務所の記録から確認できることから、申立人が保険料の納付を

開始した時期は納付記録が確認できる 47 年 4 月と推認できる。申立人は聞き取り調査において、小学校の P T A 会長をしていた時に国民年金の話をした記憶があり、そこからは保険料を納付していると思うと主張しており、47 年 4 月には申立人の子供が小学生になっていることから、社会保険庁の記録と申立人の主張は矛盾しない。

さらに、申立人は国民年金保険料を納付した時に、それより前に未納期間があれば市役所が確認するべきだと主張しているが、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によると、昭和 53 年 7 月、54 年 7 月及び 55 年 7 月に催告をした記録が残っており、56 年 1 月に 53 年 7 月までさかのぼって資格喪失した記録が確認できることから、催告を受けた後に、喪失手続をしたと推認できる。

加えて、申立人自身は、国民年金保険料の納付について、直接関与していないため、具体的な納付方法等も不明である上、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関係資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 643

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年12月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年12月から50年12月まで

私は、昭和49年12月に会社を辞めてすぐ、市役所から保険料の納付を促す書類が届いたので、父親が私の保険料を納付するために市役所に行ったのを覚えている。その後も結婚するまでの期間の保険料は父親が払ってくれたのに、未納となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳によると、申立人が国民年金被保険者資格を昭和51年1月1日に取得した記録があり、資格取得日については、社会保険事務所及び市役所保管の記録とも一致する上、申立人が所持する昭和50年度の「国民年金印紙検認記録」の50年4月から同年12月までの欄には、保険料を納付する必要がないことを示す「不要」の記載があることから、申立期間は国民年金未加入期間であったことが推認できる。

また、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年1月27日に払い出されていることから、このころに加入手続を行ったと推認される上、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 11 月 30 日から 12 年 1 月 5 日まで

私は、平成 11 年 11 月 30 日から 12 年 2 月 20 日まで A 社に勤務した。12 月分・1 月分・2 月分と 3 回の給料をいただき、うち 1 月分と 2 月分の給料からは厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金記録は 1 か月分しかない。

給与明細書を提出するので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与明細書及び A 社から提出された申立人に係る労働者名簿により、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたことが認められる。

しかし、社会保険事務所の記録では、A 社における申立人に係る厚生年金保険の資格取得日は平成 12 年 1 月 5 日となっており、当該事業所の申立期間当時の事務担当者は、「当時は入社時に試用期間を設けていたため、その期間は社会保険に加入させていなかった。」と証言していることから、申立人は入社当初からは厚生年金保険に加入していなかったものと推認できる。

また、社会保険事務所の記録では、申立人の厚生年金保険の被保険者期間は平成 12 年 1 月のみであるが、上記給与明細書により、申立人は厚生年金保険料を当該事業主により給与から 2 か月分控除されていたことが認められる。このことについて、上記事務担当者は、「当時、給料は毎月 20 日締め翌月 5 日払いであり、社会保険料は当月控除であった（その月の給料からその月の保険料を控除する。）。」としていることから、申立人が給与から控除されている厚生年金保険料は同年 1 月分と 2 月分であると推認できる。

しかし、申立人は平成 12 年 2 月 19 日に、A 社を退職したことが同社の労

働者名簿から確認することができ、被保険者資格を喪失した平成 12 年 2 月（平成 12 年 2 月 20 日に資格喪失）は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立人の氏名等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月18日から同年7月18日まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間に厚生年金保険の加入記録は無いとの回答を得た。

A社には昭和46年7月18日まで勤務していたと思うので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社(現在は、B社)が保管している「健康保険厚生年金保険失業保険被保険者原簿」によると、申立人の「資格取得日」は昭和46年2月15日、「資格喪失日」は同年4月17日であることが確認できる。

また、同原簿の「資格取得日」は、申立人の同社における雇用保険及び厚生年金保険の資格取得日と同日であり、「資格喪失日」については、申立人の雇用保険の加入記録における離職日と同日となっていること、及び同僚に係る社会保険事務所の記録を確認したところ、厚生年金保険の資格喪失日は、当該「資格喪失日」の翌日となっていることから、退職日であると認めることができ、これらの記録に不自然な点は見られない。

さらに、申立人の妻は、「申立期間当時、夫が当該事業所に勤務していたことを知らなかった。夫が亡くなった後、社会保険事務所の夫の被保険者記録で初めて知ったので、当該事業所での夫の仕事内容及び元同僚等は全くわからない。」と述べており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除の明確な記憶も無い。

加えて、社会保険事務所に保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保

険者名簿において確認できる申立人の同僚に聴取しても、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について具体的な供述を得ることはできず、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。